

設置届出チェックリスト（平面式、立体自走式駐車場）

（別紙1）

項 目	条 文	図面番 号等	チェッ ク欄
駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であること	施行令6条		
出入口を以下の部分に設けてはならない			
交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル（※1）			
交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内（※1）			
横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内			
安全地帯の左側の部分及び前後の側端からそれぞれ前後に10m以内（※1）	施行令7条1項1号		
バス停・電停から10m以内（※1）			
踏切の前後の側端から10m以内			
横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内			
小学校、幼稚園等の出入口から20m以内			
橋、幅員6m未満の道路又は縦断勾配が10%を超える道路（※1）			
前面道路が2以上ある場合、出入口は交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること	施行令7条1項2号		
駐車の用に供する部分の面積が6000㎡以上である駐車場は出入口を道路に沿って10m以上分離すること（※2）	施行令7条1項3号		
自動車の回転を容易にするため必要がある場合は、出入口はすみきりをし、切り取り線の長さは1.5m以上とすること	施行令7条1項4号		
出口から2m後退した位置の車路の中心線上1.4mの高さで道路の中心線に直角に向かって左右60度ずつの範囲を視認できること	施行令7条1項5号		
車路の幅員は5.5m以上。一方通行の場合は3.5m以上とできる	施行令8条2号		
建築物である駐車場の車路のほり下の高さは2.3m以上であること	施行令8条3号イ		
建築物である駐車場の車路の屈曲部分は5m以上の内のり半径で回転できる構造であること（ターンテーブルがある場合を除く）	施行令8条3号ロ		
建築物である駐車場は車路の傾斜部の縦断勾配が17%をこえないこと	施行令8条3号ハ		
建築物である駐車場は駐車部分のほり下の高さが2.1m以上であること	施行令9条		
建築物である駐車場は避難階段を設けなければならないこと	施行令10条		
建築物である駐車場で給油所、発電機室等を設ける場合、防火区画を設けなければならない	施行令11条		
建築物である駐車場は、その内部の空気を床面積1㎡につき14m <sup>3</sup> /h以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない（※3）	施行令12条		
建築物である駐車場は、車路の路面で10ルクス以上、駐車部分で2ルクス以上の照明装置を設けなければならない	施行令13条		
建築物である駐車場は、自動車の出入のために必要な警報装置を設けなければならない	施行令14条		
設置（変更）届出書	施行規則1条		
駐車場の位置を表示した縮尺1万分の1以上の地形図	施行規則1条1号		
以下の事項を表示した縮尺2百分の1以上の平面図			
駐車場の区域	施行規則1条2号イ		
駐車場の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設	施行規則1条2号ロ		
駐車場の周辺の道路並びにその道路内の施行令7条1項に規定する道路の部分、陸橋の下、橋	施行規則1条2号ハ		
建築物である駐車場では縮尺2百分の1以上の各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図	施行規則1条3号		

（※1）下線部分については、国土交通大臣が道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、安全確保に支障がないと認めた場合は適用外とする。

（※2）前面道路が中央分離帯等によって往復の方向別に分離されている場合は適用外とする。

（※3）開口部がその階の床面積の10分の1以上である場合は適用外とする。

※  の部分は、駐車場のうち、専ら自動二輪車の駐車の用に供する部分については「別表」の認定基準を用いる。

別 表（自動二輪車に関するもの）

項 目	条 文	図面番 号等	チェッ ク欄
<p>出口から 1.3m後退した車路の中心線上 1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって 60 度以上の範囲内において、歩行者の存在を確認できるようにすること</p>	<p>施行令第 7 条関係</p>		
<p>車路の幅員は 3.5m以上とすること</p> <p>一方通行の車路の幅員は 2.25m以上とすること。ただし、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分にあつては、1.75m以上とすること</p>	<p>施行令 8 条関係</p>		
<p>屈曲部では、自動二輪車を 3メートル以上の内のり半径で回転させることができる構造であること</p>	<p>施行令 8 条関係</p>		